第八十二条を第八十四条とし、第八十一条を第八十三条とし、第八十条を第八十二条とし、第七十九条を第八十一条とし、第六章中同条の前に次の二条を加える。

（区分経理）

第七十九条　民間都市機構は、次に掲げる経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一　第二十九条第一項第一号に掲げる業務（イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。）及び第七十一条第一項第一号に掲げる業務（イ及びロに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）により支援するものに限る。次条において同じ。）に係る経理

二　第二十九条第一項第二号に掲げる業務に係る経理

（第二十九条第一項第一号に掲げる業務等に要する資金に係る債券の発行額の特例等）

第八十条　民間都市機構は、第二十九条第一項第一号に掲げる業務及び第七十一条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるためには、民間都市開発法第八条第二項に定める限度を超えて同項の規定による債券を発行することができる。

2　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第二十九条第一項第一号に掲げる業務及び第七十一条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるための民間都市開発法第八条第一項の規定による借入金又は同条第二項の規定による債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

附則第三条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第四条から第九条までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「都市再生特別地区（第三十六条）」を「都市再生特別地区（第三十六条―第三十六条の五）」に、「都市再生整備計画に係る特別の措置」を「都市再生整備計画等に係る特別の措置」に、「・第四十六条の二」を「―第四十六条の五」に、「独立行政法人都市再生機構の業務の特例」を「道路の占用の許可基準の特例」に、「第六節　都市再生整備推進法人（第七十三条―第七十八条）」を「第六節　都市利便増進協定（第七十二条の三―第七十二条の九）」に改める部分に限る。）、第四十五条の二第一項、第四十五条の四第一項第二号及び第四十五条の十二の改正規定、第四章第三節第一款の款名の改正規定、第三十六条（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に見出し及び四条を加える改正規定、第三十七条第一項第一号の改正規定、第五章の章名の改正規定、第四十六条の改正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、第五章第一節に三条を加える改正規定、第五十一条第一項及び第五十八条第四項の改正規定、第五章第三節第四款の改正規定、第七十二条の二の改正規定（同条第二項中「前章第四節」を「前章第五節」に改める部分を除く。）、第七十三条第一項、第七十四条及び第七十七条第一項の改正規定、第五章中第六節を第七節とし、第五節の次に一節を加える改正規定並びに附則第四条から第九条までを削る改正規定並びに附則第六条及び第十二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の都市再生特別措置法（以下「新法」という。）第十四条の規定により都市再生基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の都市再生特別措置法（以下「旧法」という。）第十四条の規定により定められている都市再生基本方針は、新法第十四条の規定により定められた都市再生基本方針とみなす。

第三条　特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域について、新法第十五条の規定により地域整備方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に旧法第十五条の規定により定められている地域整備方針は、新法第十五条の規定により定められた地域整備方針とみなす。

第四条　この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の規定により組織されている都市再生緊急整備協議会は、新法第十九条第一項の規定により組織された都市再生緊急整備協議会とみなす。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（調整規定）

第六条　附則第一条ただし書に規定する日が地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の施行の日前である場合には、同法附則第四十三条のうち都市再生特別措置法第四十六条第十二項の改正規定中「第十二項」とあるのは、「第十五項」とする。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第八条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第九項中「並びに都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第二号」を削る。

第二条第十一項中「及び都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号」を削る。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第九項の規定によりされている資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（都市計画法の一部改正）

第十条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「都市再生特別措置法」の下に「第十九条の四の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（環境影響評価法の一部改正）

第十一条　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項及び第四十二条第三項中「第七十九条」を「第八十一条」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第七号を削る。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十三条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百九十八条第七項第十六号を次のように改める。

十六　削除

第二百一条第二項第一号ヘ並びに第三項第一号ニ及び第二号ニ中「第五条第一項」を「第五条第一項又は」に改め、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」を削る。

附則第五十条第二項中「第五条第一項」を「第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項」に、「と、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは「、都市再生特別措置法第三十条第一項」を「、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項」に改める。

内閣総理大臣　菅　**直**人
財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第二十五号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十五年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。